

奈良県告示第三百二十六号

平成二十年十一月奈良県告示第三百三十号（建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

二の表及び三の表中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。
四を次のように改める。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士